

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

【改正箇所】監督段階におけるチェックシート(R8.4)

請負代金内訳書

<input type="checkbox"/>	請負代金内訳書	施工体制	提出	收受		○	○	○	○	-	-	-	-	契約約款第3条に規定する請負代金内訳書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出
<input type="checkbox"/>	請負代金内訳書	-	提出	收受		○	○	○	○	-	-	-	-	内訳書に記載された法定福利費の額が、発注者の定めた基準額を下回る場合、受注者は法定福利費の算出根拠を提出

工程表

<input type="checkbox"/>	工程表	施工体制	提出	收受		○	○	○	-	-	-	-	-	契約約款第3条に規定する工程表を作成し、発注者が必要と認めるときは、監督職員を経由して発注者に提出
--------------------------	-----	------	----	----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

監督職員による確認及び立会等

<input type="checkbox"/>	立会依頼書の提出	施工管理	提出	-										監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	段階確認	-	提出	-										事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督職員に提出
<input type="checkbox"/>	確認を受けた書面	-	提出	-										受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出

数量の算出

<input type="checkbox"/>	出来形数量の提出	施工管理	提出	受理										土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出
--------------------------	----------	------	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

品質証明

<input type="checkbox"/>	品質確認結果の提出	-	提出	受理										品質証明に従事する者が工事施工中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出
<input type="checkbox"/>	品質証明員の資格	-	承諾	承諾										品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない
<input type="checkbox"/>	品質証明員	施工体制	提出	收受										品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出 なお、品質証明員を変更した場合も同様とする

創意工夫

<input type="checkbox"/>	評価できる項目	-	提出	受理										自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出
--------------------------	---------	---	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第3節 総則（広島県）

工事完成図書の納品

<input type="checkbox"/>	施設管理台帳	-	提出	-		-	-	-	-	-	-	-	-	所定の要領に基づき、工事完成図書を作成又は、既成の台帳を修正し提出
--------------------------	--------	---	----	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	-----------------------------------

情報セキュリティに関する特記事項

【新規追加】

<input type="checkbox"/>	機密データの保存等に関する届出書	-	提出	受理										（機密データの保存等に係る届出） 受注者はあらかじめ、工事の実施において取り扱う機密データの保存先等の情報（オンラインストレージ等のクラウドサービスを使用している場合に当たっては、利用契約先の情報等を含む。）を所定の様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届け出を行うものとする （生成AIの利用） 受注者は、工事実施のため、生成AI（文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルをいう。）又は生成AIを利用したサービス（以下「生成AI等」という。）において機密データを取り扱う場合には、利用する生成AI等に関する情報をあらかじめ所定の様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届け出を行うものとする ※特記仕様書（共通事項）「情報セキュリティ対策」に基づき、情報管理責任者を施工計画書の「現場組織表」項目に記載
--------------------------	------------------	---	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

建設工事請負契約約款31条

<input type="checkbox"/>	引渡書	-	-	收受		-	-	-	-	-	-	-	-	発注者は、検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
--------------------------	-----	---	---	----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---